

29. 11. 21
危機管理課

「南海トラフ地震に関連する情報」の発表への対応について

1 背景と概要

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性のある地震とされ、静岡県では東海地震に関する情報（東海地震予知情報等）に基づいた地震防災応急対策を定め、東海地震に備えてきた。

近年、確度の高い地震予測は困難であるとの知見が示され、新たな防災対応の検討が必要となってきた。

具体的には、これまで、2、3日以内（又は数時間以内）に東海地震が発生するおそれがある場合、「警戒宣言」が発表されることとされており、警戒宣言が発表されると鉄道が運行を休止したり、学校が休校になるなどの対応を取ることもとなっていたが、そのような対応を取ることができるような確度の高い地震発生予測をすることはできないとされた。

これを受けて、これまでの「大震法」に基づく東海地震の事前対応を見直し、平成29年11月より新たな地震情報の発表とこれへの対応を行うこととし、対応の具体的事項は、今後1年程度をかけて国・県・市町と協議を行い、事前の情報に基づく具体的な対応行動を明らかにしていく。（静岡県は国のモデル地区の一つとなる。）

2 国・県の対応

(1) 国の対応

ア 中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」による提言

確度の高い地震予測ができないことから、今後、実質的に「警戒宣言」は発表されなくなるが、地震の発生が平常時に比べて相対的に高まっていることが分かった場合に備え、住民をはじめ企業や学校、地方公共団体などの各主体があらかじめ計画を策定して自ら対応を定めておくことが必要

イ 平成29年11月1日から当面の間、気象庁による「南海トラフに関する情報」を発表する。＝これまでの「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報（警戒宣言の前提）」は発表されない。

① 発表内容

a 南海トラフに関連する情報（臨時）

南海トラフ沿いで異常な現象観測され、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等

b 南海トラフに関連する情報（定例）

評価検討会の定例会合において評価した調査結果

② 細部は、市 HP 現ページ下部の気象庁資料のとおり。

(2) 県の対応

ア 気象庁が「南海トラフに関連する情報（臨時）」を発表した場合に行う、県の対応等について取りまとめた。

南海トラフ沿いで地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合、県は関係職員による危機管理連絡調整会議を開催し、以下のような対応について検討する。検討の結果は、速やかに県民に報告する。

- ① 県民への呼びかけ
- ② 県有重要施設の点検
- ③ 地震発生後の応急対策の確認 など

イ 細部は、市 HP 現ページ下部の静岡県資料のとおり。

3 市の対応

(1) 「南海トラフ地震に関する情報」の発表に伴う対応

ア 基本的考え方

県の検討結果も考慮しつつ、災害リスクを至当に評価し、発表された情報の緊急度（災害リスクの切迫度）に応じた対応体制を取るとともに、住民の安全確保に必要な措置を確実に講ずる。

この際、必要に応じて、住民生活や社会・経済活動への影響を努めて極限できる形での必要な呼び掛けや公共施設利用の一部制限等の措置を講ずることがある。

状況により、一挙に緊急度（災害リスクの切迫度）が高まる場合は、現行の警戒宣言レベルの措置を迅速に検討できる体制（地震警戒本部）を取る。

イ 対応要領

現行地域計画における従来の「東海地震調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」発表時の地震防災応急対策を基準として対応する。

① 市の対応体制

発表された情報の緊急度（災害リスクの切迫度）に応じて、情報連絡

室の設置（従来の調査情報（臨時）発表対応レベル）又は災対本部参集体制（従来の注意情報発表対応レベル）を取る。

- ② 住民の安全確保のための措置
 - 住民に対し、発表された情報の周知を図ると共に、従来の注意情報レベルの情報が発表された場合は、現行地域計画における地震防災応急対策に準じた安全確保の措置を行う。
 - a 住民全般に対し、家具の固定、避難場所の確認、非常持ち出し品の確認、急傾斜地の内特別警戒区域指定の地域での行動での警戒、工事現場の保全等の呼び掛けを行う。
 - b 自治会、自主防災組織及び避難所運営組織に対し、地震発生に備えての各家庭までの連絡網の点検、避難行動要支援者の避難支援のための個別計画の確認、地区対策本部設置手順の確認、避難所開設手順の確認や備蓄品の確認等を呼び掛ける。
 - c 急傾斜地での土砂災害等のリスクが高まると判断した地区の住民に対して、避難準備を促す。
- ③ 社会生活・経済活動に係る措置
 - 防災関係機関や事業所等に対し、発表された情報の周知を図ると共に、従来の注意情報レベルの情報が発表された場合は、現行地域防災計画における地震防災応急対策に準じた安全確保の措置を行う。
- ウ 発表情報に應ずる対応（暫定措置） 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表に伴う対応フロー（暫定版）を参照
- (2) 当面の対応に関する関係機関、議会、住民への周知
 - ア 関係機関への周知
 - 文書をもって通知する。
 - イ 議会への報告
 - 当面、文書配布とし、必要に応じて別途、説明の場を設ける。
 - ウ 住民への周知
 - 当面、市ホームページ等に文書掲示する他、12月11日の自治推進委員連絡会議の場で説明する。また、平成29年度の防災会議の場で防災委員に説明する。
 - また、11月28日の定例記者懇談会で公表し、メディアを通じて周知を図る。
- (3) 対応要領の具体化に関する県・関係機関等との協議
 - ア 県の計画に基づき、検討・協議を継続する。この際、広域で対応すべき事項については、検討の加速を申し入れる。

イ 庁内検討においては、年度内は連絡調整会議の場で情報を共有すると共に、具体化すべき課題を整理する。

平成30年度当初に、県の検討体制と連動した庁内の検討体制を構築し、平成30年度末までに市の対応について具体化する。

この間、中間段階の検討結果については、逐次公表する。